登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示及び登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

（登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第一条　登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示（平成十八年国土交通省告示第千百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項を次のように改める。

三　省令第四条第三号に掲げる課程の区分（以下「第三種区分」という。）			
一級水先人養成施設	東京湾水先区、伊勢三河湾水先区、大阪湾水先区、内海水先区又は関門水先区（以下「特定水先区」という。）	三・五月以上	
	特定水先区以外の水先区	一月以上	
二級水先人養成施設	特定水先区	六・五月以上	
	特定水先区以外の水先区	一・八月以上	
三級水先人養成施設	特定水先区	八・五月以上	
	特定水先区以外の水先区	二・五月以上	

別表第二第一号イの表を次のように改める。

必履修科目	履修方法	教育時間数		
1　航海に関する科目	講義、演習、実験又は実習			
一　航海計器		第一種区分	一級水先人養成施設	九十九時間以上
			二級水先人養成施設	百二十三時間以上
			三級水先人養成施設	百四十一時間以上
二　航海通信		第二種区分	一級水先人養成施設	三十三時間以上
			二級水先人養成施設	六十時間以上
三　その他の航海一般		第三種区分	一級水先人養成施設	特定水先区	百八時間以上
				特定水先区以外の水先区	三十時間以上
			二級水先人養成施設	特定水先区	百八時間以上
				特定水先区以外の水先区	三十時間以上
			三級水先人養成施設	特定水先区	百八時間以上
				特定水先区以外の水先区	三十時間以上

2　運用に関する科目	講義、演習、実験又は実習	計
一　操船		百四十四時間以上
二　気象及び海象		百八十九時間以上
三　安全管理		二百三十時間以上
四　その他の運用一般		三十時間以上
3　法規に関する科目	講義又は演習	八十四時間以上
一　海上の衝突予防に関する法規		二百五十二時間以上
二　他の水先人としての必要な法規		三百三十三時間以上
4　英語に関する科目	講義又は実習	二十四時間以上
一　航海英語		二十四時間以上
二　英会話		三百七十八時間以上
5　操船シミュレータに関する科目	講義又は実習	百八十九時間以上
一　操船基本		六百十五時間以上
二　操船応用		六十時間以上

備考

操船シミュレータに関する科目において、同時に授業を受ける者の数が少ない場合又は授業を受ける者（第三種区分を受ける者に限る。）が水先業務に従事した一定の経験を有する場合は、この表に掲げる教育時間数を減じても教育の内容及び教育の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該教育時間数を減ずることができる。